|  |
| --- |
| **平成３０年度（２０１８年度）**  **社会福祉法人　いなほ福祉会**  **放課後等デイサービス事業所　放デイ　ほたる　事業計画書** |

１、事業の目的・方針

今まで三重県南牟婁郡圏域には放課後等デイサービス事業所が1か所もなく、地域で暮らす発達につまずきのある子どもたちは、学校が終わった後や休校日に、学童クラブで色んな経験をしたり、友だちと約束を交わして遊んだりなどできず、家庭で過ごすしかなかった。長期休暇中には生活リズムが崩れたり学校でも母子共に居場所がなかったりなど、学童期を豊かに過ごす事が困難な状況が続いていた。

今年度、紀宝町に協力をいただいて紀宝町内で運営を開始し、第2通園くじらを利用していた子どもたちの利用も続けながら徐々に紀宝町内の事業所として地域に根付き、支援学級に通う子どもたちの居場所として機能できるよう基盤づくりをすすめていく。発達につまずきのある学童期の児童（１８歳未満）とその家族に対して、通園の方法をとり、学校・家庭に次ぐ第３の場として、放課後や長期休みに豊かで充実した日中活動を保障し、友だちと共にする遊びの中で、集団生活を楽しめるよう適切な指導や援助を行い、豊かな育ちを保障する。

２、利用定員

定員　１０名

３、職員体制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種 | 定数 | 現員 |
| 管理者 | １名 | １名（兼務） |
| 児童発達支援管理責任者 | １名 |
| 保育士 | １名 | ２名（常勤・専従）  １名（非常勤・専従） |
| （児童）指導員 | １名 | ３名（非常勤・専従） |
| **合　　計** | ４名 | ７名 |

４、事業所開始日

平成３１年１月１日

1. 営業日及び営業時間
2. 営業日

月～金曜日

第１土曜日、第３土曜日

行事等によるその他の土曜日、日曜日

（国民の休日、年末年始、夏季休暇を除く）

1. 営業時間

月～金曜日　　　　　　　１０:００～１８:００

第１土曜日、第３土曜日　　８:３０～１７:００

６、今年度の重点方針

＜三重県南牟婁郡紀宝町にて放課後等デイサービス事業を開始する＞

平成３０年度、和歌山県新宮東牟婁圏域では、放課後等デイサービス事業所が計６か所となり、みくまの支援学校に通う子どもは複数の事業を利用し、毎日どこかに通えるようになった。そんな中、三重県南牟婁圏域では、通園めだかを卒園した子どもたち、支援学級に通う子どもたちが、地域の学童クラブに通うこともできず、和歌山の事業所にも利用を断られ、家庭以外で過ごす場所がない状況が続いていた。

三重県の子どもたちに、友だちと豊かに過ごす放課後の保障をするべく、今年度三重県南牟婁郡紀宝町の協力を得て建物を整備し、子どもたちが過ごしやすい環境を速やかに整えて、現在利用している和歌山側の子どもたちも安心して三重県で過ごせるようスムーズな移行に取り組む。紀宝町内の小学校や地域住民の方々と円滑な関係を築き、紀宝町相野谷にて安定した事業所運営ができる基盤作りに取り組む。

〈発達保障〉

1. リラックスできる場の提供

学校・家庭につぐ第３の場として、心身ともにリラックスして過ごし、自己表現ができる場として機能していく。

1. 自己肯定感を育む

　一人一人の特徴を理解し、受けとめ、共感し、子どもが自信をもって生きていくための心の土台づくりをする。

1. 仲間との活動を通して生活習慣や社会性を育む

あそびや集団活動を通して、基本的な生活習慣や手段的日常生活動作の力を育む。友だちと活動する中で、社会で生きていくための必要な社会性を育む。

1. 友だちと共に様々な経験をする

友だちと共に楽しい活動をすることを最優先にしながら地域に積極的に参加し、社会的マナーを友だちと共に身に着ける。

＜保護者支援＞

1. 子育てに関する不安や悩み等の相談に応じる

ライフステージに応じて心身共に変化が大きい子どもを育てる悩み等、相談に応じていく

1. 家庭の子育て力を育む

毎日の活動を通して、保護者の思いに寄り添い支えていく。必要な時には、障害特性に応じ関わり方や適切な地域資源の利用を勧める等、子育てをサポートしていく。

1. 保護者自身の時間を保障する

心身共に健全で前向きに子育てできるよう、長期休暇や土曜日に一日活動を行い、保護者自身が自分の時間を持てるよう保障する。

1. 学習会の開催

思春期の子どもの理解と性に関する学習会を開催し、多感な時期の子供たちへの接し方を職員と共に学習し合う。

1. 保護者懇談会の開催

（来年度より）年に2回の保護者懇談会を開催し、保護者の要望や困りごと等を出し合える機会とし、保護者集団つくりの場としても活用する。保護者からあがった声等を活動に反映していく。

＜地域支援＞

1. 利用児童が通う学校や、関係する事業所、相談支援専門員と連携を密にし、子どもの置かれている状況や困難さについて情報共有し、よりよいサポートができるよう協力し合う。
2. 子どもが将来にわたって、のびのびと地域で生活できるよう地域の課題にも目を向け、関係者と共に連携できる場を作っていく。

６、利用者への福祉サービス

（１）日課

【放課後活動】

はじまりの会→おやつ→活動（散歩・買い物・公園遊び・クッキング・制作・公共機関でのおでかけ・季節の行事等）→おわりの会

【長期休暇活動】

自由遊び→はじまりの会→活動→給食または弁当→活動→おやつ→おわりの会

（活動は、散歩・買い物・公園遊び・クッキング・制作・公共機関へのおでかけ・季節の行事の他、地域イベントへの参加。長期休暇中に１回イベントとしてのピクニックやボーリング場、映画館、カラオケなど特別なおでかけ）

1. 保育・療育支援

ゆったりとした中にも、散歩・クッキング・買い物・集団ゲーム・絵画等、目的をもったメリハリのある活動で、年齢にあった活動を行います。

（３）懇談会の開催

新年度より前期後期の2回の保護者懇談会を行います。

（４）その他必要な援助

地域連携

地域のケース検討会議に資料を提出し、出席します。

送迎サービス

三重県紀宝町内の範囲で、要望のある家庭に保育士及び指導員が送迎を行います。区域外の送迎についても、相談に応じます。

送迎する事が危険と判断した際には、保護者に迎えに来て頂く等、安全を優先して臨機応変に対応します。

おやつサービス

一食につき１００円を負担して頂きます。

給食サービス

一食につき３００円を負担して頂きます。

７、諸記録の整備

保育日誌、ケース記録、サービス提供記録、モニタリング記録、個別支援計画、避難訓練記録、研修記録、会議議事録等の書類の整備を行います。

８、利用者・家族のプライバシーの確保

人権擁護の立場から個人のプライバシーの保護並びに配慮を徹底します。 職員は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。更に職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に明記するなど必要な措置を講じます。

９、非常災害対策（安全管理）

天災及びその他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、防火責任者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、職員に周知徹底をはかるとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。又非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行います。

・避難訓練の実施 （　1年に12 回 ）

・消防設備等の点検（　1年に 2 回 ）

・消防設備自主点検（　1 年 12回 ）

・防犯訓練（1年2回）

・救命救急講習(1年1回)

１０、虐待防止・人権擁護のための措置

利用者の人権擁護・虐待防止等に対応するため、責任者及び推進委員の配置、相談窓口の設置等苦情解決体制に整備、職員に対する研修その他の必要な措置を講じます。

１１、苦情解決体制の整備

利用者家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他の必要な措置を講ずる。

　苦情解決責任者　　　　　保田　央

　　　苦情解決担当者（受付）　藪根　知明

　　　第 三 者 委 員 　　 紀宝町役場　福祉課　福祉課長

　　　第 三 者 委 員 　　 紀宝町社会福祉協議会　事務局長

１２、職員（援助者）の援助技術の向上

（１）職員会議の実施（月 4 回）

　　　個別支援会議 （随時）

（２）研修の実施

　　　・研修計画の策定

　　　・各種研修会への参加

　　　 発達の学習・障害についての理解・就園/就学についての学習等

　　　・各々の職員の目標設定並びに人事考課を実施します。

１３、事務・財務管理

1. 会計処理の適正化をはかります
2. 請求事務の効率化・適正化をはかります
3. 経費の省力化をはかります

１４、その他の業務

1. 発達支援部会に参加し、関係機関との連携をはかります
2. 地域の啓発活動（地域住民の障害への理解の促進）につとめます
3. 地域との協力につとめます

　今年度行事計画

3月：卒業おめでとう会

年間行事計画

春：春季休暇の一日おでかけ／保護者懇談会

夏：中高生夏の取り組み（カヌー体験）

秋：保護者懇談会

冬：クリスマス会／卒業おめでとう会